



2023年8月7日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代表者名 代表執行役社長 CEO 島田 太郎  
(コード番号：6502 東、名)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長  
中西 章  
Tel 03-3457-2095

「東芝株式の公開買付けの開始に関して」の公表に関するお知らせ

日本産業パートナーズ株式会社及び同社が持分の全てを間接的に保有するTBJH合同会社は、本日、別添のプレスリリース「東芝株式の公開買付けの開始に関して」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以 上

(添付資料)

2023年8月7日付「東芝株式の公開買付けの開始に関して」

2023年8月7日

日本産業パートナーズ株式会社

TBJH 合同会社

### 東芝株式の公開買付けの開始に関して

日本産業パートナーズ株式会社（以下「JIP」）が間接的に持分の全てを有する TBJH 合同会社（以下「TBJH」又は「公開買付者」、「JIP」と併せて「私共」）は、2023年3月23日付「株式会社東芝（証券コード：6502）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」のとおり、株式会社 東芝（以下「東芝」）の株式の非公開化を目的とした一連の取引（以下「本取引」）の一環として、東芝の普通株式の全て（但し、東芝が所有する自己株式と TBJH が既に保有する株式を除きます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」）を行うことを公表していましたが、2023年8月8日より開始することを本日決定いたしました。

東芝におかれましては、2022年4月に、社会や産業のインフラを支える企業として中長期にわたる成長戦略を安定的な経営環境のもとで取組むために「企業価値の向上に向けた戦略的選択肢に関する提案」を募集することとされました。それ以降、受領された複数の提案をもとに選定プロセスが進められた結果、2023年3月23日に、私共の提案に基づく非公開化を前提とした事業戦略を選択され、TBJH による本公開買付けが開始された場合にはこれに賛同される旨の決議がなされ、さらに2023年6月8日には、TBJH による本公開買付けが開始された場合にはこれに賛同するとともに株主に対し本公開買付けへの応募を推奨することを決議されており、そのご方針は本日現在も維持されております。

東芝グループは、幅広い事業領域、強固な顧客基盤、高い技術開発力等を擁す、日本の社会と産業にとって極めて重要な事業グループです。かかる事業基盤の上に、「人と、地球の、明日のために。」を経営理念として、今後も社会課題を解決し、社会の発展に貢献すべく事業を展開しようとしています。

私共は本取引を実現することにより、東芝の安定的な経営体制を構築し、新たな成長戦略を速やかに実行できるようにしたいと考えております。

具体的には、東芝のお客様のニーズにより良くお応えすることで各事業をさらに発展させ、新技術の開発を通じて成長戦略を実行し、役職員にとってより働き甲斐のある職場とするとともに、新たな時代や社会の要請に応える形で事業の拡大を実現することに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては、私共の本取引に関する考え方をご理解賜り、株主の皆様におかれましては、本公開買付けの開始後に何卒ご応募いただきますよう、公開買付者としてお願い申し上げます。

なお公開買付けの開始にあたり、日本産業パートナーズ株式会社の代表取締役社長の馬上英実は下記のようにコメントしております。

『これからの社会の要請に応える形で新たな成長戦略を実現されようとする東芝の皆様とともに事業成長戦略に取り組めることを心より念願しております。2002年以來、日本の事業会社の事業成長のご支援を行う投資を継続してきた日本産業パートナーズの経験も活かしつつ、東芝の事業特性に合った支援をしてまいります。』

また、TBJHの職務執行者である稲垣伸一は下記のようにコメントしております。

『本取引に賛同されてご参加いただいた多数の日本の事業会社、機関投資家の皆さま、銀行団をはじめとする様々なファイナンスをご提供いただいた皆さまに支えられた本取引が東芝のみならずお取引先ほか多くのステークホルダーにとって最良の取引であると確信しております。皆さまのご期待にお応えできるように全力を挙げて努めてまいります所存です。』

なお、本公開買付けの詳細は、公開買付者が本日別途公表した「株式会社東芝（証券コード：6502）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

公開買付けに関するご説明については次のサイトをご覧ください。

<https://toshibanext100.com/>

以上

#### 【勧誘規制】

- ・ 本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表することを意図したものであり、株式売却の申込みを勧誘する目的で作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

#### 【米国規制】

- ・ 本公開買付けは、日本の金融商品取引法に定める手続及び情報開示基準に準拠して行われるものとし、その手続及び基準は、米国で適用される手続及び情報開示基準と必ずしも同一ではありません。特に、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。）第13条(e)又は第14条(d)は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けは、これらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリース中に含まれる財務情報は、米国企業の財務諸表と必ずしも同等ではありません。公開買付者及び対象者が米国外で設立され、その取締役が米国外居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて発生する権利又は請求権を行使することが困難となる可能性があります。また、株主は、米国外の会社及びその取締役に対して、米国の証券関連法の違反を根拠として米国外の裁判所に提訴することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- ・ 公開買付者及び対象者の財務アドバイザー及びその関連会社は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引法及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則14e-5(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の計算で、公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、米国においても同様の方法によって開示が行われます。
- ・ 公開買付者及びその関連会社は、証券取引法規則14e-5(b)の条件に従い、(i)日本の金融商品取引法その他の適用法令で許容される範囲内で、かつ、(ii)本プレスリリースに記載した範囲内で、公開買付けの開始前に、対象者株式を購入し、又は購入に向けて何らかの行為を行うことができます。なお、当該買付けに関する情報が日本で開示された場合、当該情報の開示は米国においても同様に行われる予定です。
- ・ 本公開買付けに関する手続は全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- ・ 本プレスリリースの記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で

定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

**【その他の国】**

- ・ 一部の国や地域では、本プレスリリースの発表、発行、配布に制限が課される場合があります。そのような場合は、当該制限に留意し、遵守をお願いいたします。本公開買付けの実施が違法である国又は地域においては、本プレスリリースを受領した後であっても、当該受領は、本公開買付けに係る株式の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を構成するものではなく、有益な目的のためにのみ資料を配布したものとみなされます。